

只木ゼミ後期第2問弁護レジュメ

文責：4班

I. 反対尋問

1. 検察レジュメ2ページ目3行目において、「被拐取者の安全について親身になって憂慮するのが社会通念上当然とみられる特別な関係にある者」と「経済的合理性・打算を超えた特別な人間関係が必要」とあるが、この2つは同じ意味で用いているのか。
2. 225条の2の保護法益は何と考えているか。
3. 検察側は「安否を憂慮する者」の判断として社会通念上当然と見られる特別な関係の有無を用いるが、「憂慮する」という人の感情を表す文言の該当性をどのようにして判断するのか。
4. 検察側が主観的要素を考慮しない根拠は何か。

II. 学説の検討

1. 監禁罪の保護法益について

検察側と同様の理由により、弁護側もA説を採用する。

2. 「安否を憂慮する者」の意義

(1) A説について

A説については、検察側と同様の理由により採用しない。

(2) B説について

本説は、「事実上の保護関係」という統一的な基準によって「憂慮する者」の範囲を限定しようとするものである。しかし、「保護関係」という言葉を、保護者が被保護者を保護する上下関係であると解すると、例えば、保護者が拐取されて被保護者が憂慮する場合、被保護者が憂慮する者に当たらなくなってしまうため妥当ではない。

よって弁護側はB説を採用しない。

(3) C説について

C説は、打算を超えた特別の人間関係にある者のみに限定する理由はなく、経済的な側面や自己の体面あるいは社会的信用というような、必ずしも純粹とはいえない動機からのものであっても、社会通念としてはそれなりに真摯な憂慮せざるを得ない立場にあるとみられる者をも包摂しようという説である。しかし、それは実質的にはA説に限りなく近くなることとなり、結果的にはかなり広い範囲に属する者が「安否を憂慮する者」に該当することとなって、「近親者その他」という限定的例示が意味を

持たなくなるという A 説と同様の批判が当たるので妥当でない¹。

さらに、「社会通念上当然とみられる」という基準があまりにも不明確であるし、そもそも、身代金目的拐取罪においては、「憂慮する者の憂慮に乗じて財物を交付させる」ことが客観的構成要件なのであり、特に財物を交付させる場合には、憂慮するものが現実に存在し、その者の憂慮と財物交付との間に因果関係があることが必要である。とすれば、財物交付を要求された者が、実際に憂慮しているかどうかを個別具体的に判断しなければならず、単に社会通念上の判断だけでは十分ではない。

よって、弁護側は C 説を採用しない。

(4) D 説について

そこで、弁護側は「近親のように親身になって憂慮する者に限定される」とする D 説を提唱する。本説では、「憂慮する者」を「被拐取者の生命、身体又は自由に対する危険を回避するためにはいかなる財産犠牲をもいとわぬ、被拐取者の危険と財産的な犠牲をはかりにかけるとも危険の回避を選択すると通常考えられる程度の特別な人間関係を指すもの」と解している。

身代金目的拐取罪においては、単に身代金の支払いを余儀なくされた状況に追い込まれたということではなく、被拐取者の安否を憂慮して支払いを選択した状況がなければならないのであり、そのような状況か否かの判断が重要となる。また、何を差し置いても被拐取者の安全を憂慮して、財物を交付しようとする者から財物を交付させる場合には、その者に与える憂慮心痛が甚だしく、意思抑圧の程度が高いことから、当罰性が高い²ということが本罪の設立された意図である。このような立法趣旨の上では、「近親者その他」という文言によって、近親のように親身になって憂慮する者を表現することが意図されているのであり、言い換えれば、「憂慮する者」を特に甚だしい憂慮心痛を受ける者に限定する機能がかかる文言に期待されているはずである³。したがって、「安否を憂慮する者」であるか否かを判断する際には、財物交付を要求された者が被拐取者のことを実際に憂慮している必要があると解するのが妥当である。

以上より、弁護側は D 説を採用する。

III. 本問の検討

1. 甲が X を自車に乗せた行為につき監禁罪(220 条)は成立するか。

(1) X は甲の運転する車に乗ってから 10 分余りたった後で初めて車が駅の方に向かっていないことに気付き、甲に対して車を止めるよう申し入れをしている。そこ

¹ 城下裕二『札幌学院法学』10 卷 2 号(1994 年)57 頁。

² 山口厚『刑法各論[第二版]』(2010 年,有斐閣)96 頁。

³ 城下・同上 54 頁。

で本問においては監禁の既遂時期が問題となる。

(2) この点について検察側はα説を採用する。α説によれば監禁の認識がなくとも移動しようと思えば移動する自由が侵害されているときに監禁が成立すると考える。

(3) 確かに本問においてXは車に乗ってから10分程度経過した後に甲の運転する車が駅とは違う方向に向かっていることを認識しており、車に乗った当初からXに監禁の認識があったわけではない。

しかし、甲はXに声を掛けた時から駅に向かうつもりはなくその後Xを車に連れ込むという場所的拘束をしてXの駅に向かうという身体活動の自由を奪っているので、Xを車に連れ込んだ時点で監禁行為があったといえ、この時点で監禁罪が成立する。

2. 身代金をとる目的で甲が自身のマンションにXを連れ込んで、Xの同棲相手であるYに対して身代金を支払うよう電話で要求した行為につき身の代金目的略取罪(225条の2第1項)は成立するか。

(1) まず、甲が身代金の支払いを要求した相手が、「誘拐された者」であるXと約1年間同棲していたYであるところ、Yは「安否を憂慮する者」にあたるか。かかる文言の意義が条文上明らかでないことから問題となる。

(2) この点について、弁護側はD説を採用するところ、「安否を憂慮する者」とは、被拐取者の生命、身体又は自由に対する危険を回避するためにはいかなる財産犠牲をいともわかない、被拐取者の危険と財産的な犠牲をはかりにかけられるまでもなく危険の回避を選択すると通常考えられる程度の特別な人間関係に立つ者であると解する。

(3) 本問において、確かにXとYは約1年前から同棲しており、被拐取者であるXは20歳女性という成人ながら生活において未熟な人間であることから、同棲者YはXのことを非常に心配するはずである。とすれば、身代金を支払ってまでもYはXの生命身体に対して危険が及ぶことを回避する者にあたるように思える。

しかし、Yは1か月ほど前にXに浮気をされたことをきっかけにXと別れることを考えていたのであるから、YはXのことをどうでもいいと思っていたはずである。このような主観的要素を考慮すると、YがXの生命身体に対する危険を回避するために、はかりにかけられるまでもなく財産的犠牲をいともわかないという選択を考えたとは思えない。したがって、Yは「安否を憂慮した者」にあたらない。

(4) 以上より、構成要件を満たさないことから、甲の本件行為につき身の代金目的略取罪は成立しない。

IV. 結論

甲の行為につき、監禁罪(220条)のみが成立し、甲はかかる罪責を負う

以上